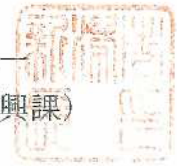




新北産 第 758 号
令和 8 年 1 月 5 日

北区自治協議会
会長 坪木 俊郎 様

新潟市長 中原 八一
(担当：北区役所産業振興課)



濁川運動広場野球場の廃止（案）について（意見聴取）

新潟市区自治協議会条例（平成18年条例第74号）第7条第1項第2号の規定により、下記事項について貴会の意見を求めます。

記

- 1 濁川運動広場野球場の廃止（案）について

【添付資料】濁川運動広場野球場の廃止（案）について